

「第三次滋賀県廃棄物処理計画」（案）に対する意見・情報

平成 23 年 3 月 16 日
環境カウンセラー(市民部門)
山田 利春

1. はじめに：

「第 3 次滋賀県廃棄物処理計画」案は今後 5 年間にわたって、滋賀県廃棄物行政に大きな影響を与えるので、税金を払う一県民の立場から意見を述べたい。時間がなく簡単な検討しか出来ず、意見締切日に提出するのは、慚愧に堪えないが、下記 3 点に関して意見を述べる。

- ① 「第 2 次滋賀県廃棄物処理計画」の総括の観点から。
- ② 経済的視点について。
- ③ 排出者責任の記述が不十分。

最後に情報について、施設の適正配置と過去の処分場の問題に触れる。

2. 「第 2 次滋賀県廃棄物処理計画」の総括の観点から：

第 2 次目標値の達成状況が P 8～9 で述べられているが、平成 18 年に作成された計画は、第 4 章第 2 節の適正化処理の視点において、公共関与の施設計画の推進をうたっていた。しかし、住民合意が得られなかったり、ごみ処理量の予想が外れ、甲賀の管理型最終処分場が膨大な赤字を生み出している。（税金が投入されることになる。）これらの出来事は、「第 2 次滋賀県廃棄物処理計画」のどこかに問題があったためではないかと考えられる。（逆に、今回の排出量の将来見込み数値は大丈夫かと思う。平成 12 年からの傾向を見ると処理量の見込みはもっと下がることはないのか、最終処分量の目標値は平成 19 年とほぼ同じで、10.0 より下がるのではないか、あるいは 10.0 より低い目標値でなければ意味がないと言う気がする。）

「県南部広域処理システム整備」や「クリーンセンター滋賀の最終処分場建設」と産業廃棄物の数値目標が妥当であったか等を精査して、第 3 次計画に進むべきと考える。

3. 経済的視点について：

ごみ処理・廃棄物の適正処理は重要だが、だからと言って、費用を惜しまないという考え方は成り立たない。今日、ごみ処理・廃棄物処理は大変費用がかかるようになってきた。栗東 RD や「クリーンセンター滋賀」の問題も

含め、効率的（経済的）廃棄物行政の視点を打ち出していく必要がある。

医療や介護等は費用の、時系列変化を示した図がよく登場するが、廃棄物ではあまり見かけない。各市町の廃棄物処理費用、あるいは1人当たりの廃棄物処理費用の時系列変化等を載せるべきだ。

産業廃棄物に関しても公共関与の数値は目につきやすい形で公表し、適正処理と共に効率的処理（経済的処理）を追求する視点が必要と考える。

そうすることにより、例えば、P16の適正処理の体制確保において「滋賀県一般廃棄物広域化計画」等の理解が進むのではなかろうか。この項の「クリーンセンター滋賀」の健全な運営とは、赤字を出さない運営と理解する。

4. 排出者責任の記述が不十分：

3Rの取り組みで、リデュースやリユースに重点を移した取り組みを行うとなっているが、「産業廃棄物は排出者の責任で適正に処理する。」という原則が出てこない。（CO₂等も基本的に同じ）。経済界への配慮かもしれないが原則をはっきりさせたうえで、3Rが論じられるべきだ。公共関与で税金を投与すべきかどうか、排出者責任の指摘が前提になる。

一般廃棄物も考え方は同じで、ごみをたくさん出す人が、ごみ処理費用を多く支払う原則を打ち出すべきだ。

5. 情報：

(1) 施設の適正配置について：大津市北部は、複数の安定型最終処分場、不法投棄サイト、大規模残土投棄サイト、各種中間処理施設、リサイクル施設、汚染土壌処理施設等が密集している。

その結果、10トントラックの往来が激しく、大津市南部にも同様の地域があり、年間200万tの廃棄物が持ち込まれていると新聞報道がなされた。（2010年5月9日毎日新聞）。廃棄物に対する管理・監督の問題もあるが、廃棄物施設等にする県下での適正配置（ニンビー施設の適正配置）の考え方が、必要ではないだろうか。

(2) 過去の処分場について：「クリーンセンター経営改革委員会」において、シュレッダーダスト受け入れ拒否の理由として、鉛などの重金属の水処理が埋め立て後、30年近くかかる点が明らかになった。シュレッダーダストは、以前は安定型最終処分場に捨てられていた。したがって、過去の安定型最終処分場を総点検して、問題がないか確認する必要がある。

滋賀県産業廃棄物部会OBの意見として、滋賀県の地下水汚染が心配される最終処分場（20ヵ所以上）を公表して、対策を考えるべきだとの情報を得ている。

以上